No.7　老人福祉施設
（1）養護老人ホーム

令和５年度　社会福祉施設等自主点検表

法人名		
法人所在地		
理事長氏名		
施設名		
施設所在地	〒 鹿児島市	
電話番号		
メールアドレス		
施設長氏名		
点検年月日		
点検者	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
指導監査 当日の対応者	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
	職名：	氏名：
	職名：	氏名：

※市使用欄

指導監査課	監査年月日	令和　　年　　月　　日（　　）	
	職　・　氏　名	職名：	氏名：
		職名：	氏名：
		職名：	氏名：
		職名：	氏名：

【目次】

Ⅰ　基本方針
１　基本方針 …… ３

Ⅱ　人員に関する事項
１　職員の配置 …… ５
１－１　施設長 …… ７
１－２　医師 …… ９
１－３　生活相談員 …… ９
１－４　支援員 ……１１
１－５　看護職員 ……１１
１－６　栄養士 ……１１
１－７　宿直・夜勤職員 ……１１

Ⅲ　設備に関する事項
１　設備 ……１３

Ⅳ　運営に関する事項
１　運営規程 ……１５
２　非常災害対策 ……１５
３　記録 ……１７
４　入退所 ……１７
５　処遇に関する計画 ……１７
６　処遇方針 ……１９
７　食事 ……１９
８　生活相談等 ……２１
９　居宅サービス等の利用 ……２１
１０　健康管理 ……２１
１１　勤務体制の確保等 ……２１
１２　業務継続計画の策定等 ……２３
１３　衛生管理等 ……２５
１４　協力病院等 ……２７
１５　秘密保持等 ……２７
１６　苦情処理 ……２７
１７　地域との連携等 ……２７
１８　事故発生の防止及び発生時の対応 ……２９
１９　虐待の防止 ……３１

Ⅴ　重点事項
１　利用者の安心・安全の確保 ……３３
２　虐待の防止及び身体拘束廃止 ……４５
３　必要な職員の確保と職員処遇の充実 ……４９

【記入要領・注意事項】

1　各確認項目について、右ページに示している根拠法令等を参考に自主点検を行い、その結果（適・不適）を点検結果欄に入力してください。該当しない場合は入力不要です。
※エクセルの場合、ドロップダウンリストで選択できます。

2　確認項目欄に回答欄がある場合は、回答欄に入力してください。

3　監査当日は、各確認項目について、確認文書欄記載の文書で確認しますので、ご用意をお願いします。※必要に応じ、確認項目・確認文書にないものについて確認する場合があります。

4　各確認項目は、右ページに示した施設が遵守すべき最低限の基準（根拠法令）を基に設定しています。不適の項目がある場合は、その理由及び今後の改善方法等を説明できるようにご準備をお願いします。

5　根拠法令等については、必要に応じ加筆修正の上、部分的に抜粋しています。

【添付資料】

1　勤務体制一覧表（様式あり）
2　施設平面図
3　運営規程
4　重要事項説明書又は入所時の説明資料
5　入所者一覧表（様式あり。既存資料での代替可。）
6　前年度の施設入所者等の状況（様式あり。既存資料での代替可。）
7　防災訓練の実施状況（様式あり。既存資料での代替可。）

【凡例】

基準条例：鹿児島市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第41号）
解釈通知：平成12年3月30日付け老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（最終改正：令和3年3月19日付け老発0319第6号）

【提出先】

鹿児島市　指導監査課　法人・施設指導係
shidou-houjin@city.kagoshima.lg.jp
〒892-8677　鹿児島市山下町１１番１号

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
Ⅰ　基本方針			
1　基本方針 （1）基準条例第２条に規定する基本方針に沿った施設運営を行っているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第2条
1 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。　※令和6年3月31日まで努力義務

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
Ⅱ　人員に関する事項			
1　職員の配置			□勤務体制一覧表
(1) 入所者に対し、職員数は適切であるか。	□	□	□勤務実績表
(2) 必要な専門職が揃っているか。	□	□	／タイムカード
(3) 専門職は必要な資格を有しているか。	□	□	□職員の資格証等資格要件を確認できる文書
			□雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書

区分	基準数	現員数	常勤	無資格	過不足数
施設長					
医師					
生活相談員					
支援員					
看護職員					
栄養士					
宿直・夜勤職員					
調理員					
事務員					
その他（　　）					
その他（　　）					
その他（　　）					

○解釈通知別表

養護老人ホーム等職員配置表

1　養護老人ホーム

①共通職員分

入所者＼職種	施設長	看護職員	栄養士	医師	その他の職員
	人	人	人	人	人
20	1	1	1	（入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数）	（養護老人ホームの実情に応じた適当数）
30	1	1	1		
40	1	1	1		
50	1	1	1		
60	1	1	1		
70	1	1	1		
80	1	1	1		
90	1	1	1		
100	1	1	1		
110	1	2	1		
120	1	2	1		
130	1	2	1		
140	1	2	1		
150	1	2	1		
160	1	2	1		
170	1	2	1		
180	1	2	1		
190	1	2	1		
200	1	2	1		
210	1	3	1		
220	1	3	1		
230	1	3	1		
240	1	3	1		
250	1	3	1		
260	1	3	1		
270	1	3	1		
280	1	3	1		
290	1	3	1		
300	1	3	1		
500	1	5	1		

②特定施設の指定を受けていない場合

入所者＼職種	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員
	人	人	人	人
20	1	0	1	1
30	1	0	1	1
40	1	1	1	2
50	1	1	1	3
60	1	1	1	3
70	1	2	1	4
80	1	2	1	5
90	1	2	1	5
100	1	3	1	6
110	2	2	1	7
120	2	2	1	7
130	2	3	1	8
140	2	3	1	9
150	2	3	1	9
160	2	4	1	10
170	2	4	1	11
180	2	4	1	11
190	2	5	1	12
200	2	5	1	13
210	3	4	1	13
220	3	5	1	14
230	3	5	1	15
240	3	5	1	15
250	3	6	1	1
260	3	6	1	17
270	3	6	1	17
280	3	7	1	18
290	3	7	1	19
300	3	7	1	19
500	5	12	1	33

③特定施設の指定を受けている場合

入所者＼職種	主任生活相談員	生活相談員
	人	人
20	0	0
30	0	0
40	1	0
50	1	0
60	1	0
70	1	1
80	1	1
90	1	1
100	1	2
110	2	1
120	2	1
130	2	2
140	2	2
150	2	2
160	2	3
170	2	3
180	2	3
190	2	4
200	2	4
210	3	3
220	3	4
230	3	4
240	3	4
250	3	5
260	3	5
270	3	5
280	3	6
290	3	6
300	3	6
500	5	11

一般入所者＼職種	主任支援員	支援員
	人	人
20	1	1
30	1	1
40	1	2
50	1	3
60	1	3
70	1	4
80	1	5
90	1	5
100	1	6
110	1	7
120	1	7
130	1	8
140	1	9
150	1	9
160	1	10
170	1	11
180	1	11
190	1	12
200	1	13
210	1	13
220	1	14
230	1	15
240	1	15
250	1	16
260	1	17
270	1	17
280	1	18
290	1	19
300	1	19
500	1	33

根拠法令等
◎基準条例第12条第1項 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長　1人 (2) 医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (3) 生活相談員 ア　常勤換算方法で、入所者が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ　生活相談員のうち入所者が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 (4) 支援員 ア　常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第43号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第45号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第44号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ　支援員のうち1人を主任支援員とすること。 (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で、入所者が100人又はその端数を増すごとに1人以上 (6) 栄養士　1人以上 (7) 調理員、事務員その他の職員　当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
◎基準条例第12条第3項 前2項の入所者及び一般入所者は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。 ○解釈通知第3-1-(2) 【前年度の平均値】 イ　当該年度の前年度の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数点第2位以下切り上げ） ロ　新設・再開又は増床分に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の入所者数は、新設・再開又は増床の時点から6月未満の間は居室の利用人員数の合計の90%、6月以上1年未満の間は直近6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数、1年以上経過している場合は直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数 ハ　減少の場合、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の入所者延数を延日数で除して得た数
◎基準条例第12条第4項 第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 ○解釈通知第3-1-(2) 【常勤換算方法】 ・男女雇用機会均等法に規定する母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。 【勤務延時間数】 ・勤務表上、当該施設の職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。 ・職員一人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。 【常勤】 ・当該施設における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従事者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 ・当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。 ・人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。
◎基準条例第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 ○解釈通知第1-5 ・法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えない。 ・ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護職員については適用すべきでなく、その他の職員についても、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。
◎基準条例第12条第12項 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム　生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設　支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院　栄養士（病床数100床以上の病院の場合に限る。） (5) 診療所　事務員その他の従業者

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１－１　施設長			
(1) 施設長は常勤専従であるか。	□	□	
(2) 他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切であるか。	□	□	
(3) 資格要件を満たしているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第12条第2項
前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に定めるところによる。
(1) 生活相談員
ア　常勤換算方法で、1人に、入所者が30人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。
イ　生活相談員のうち入所者が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
(2) 支援員
ア　常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員以上とすること。
イ　支援員のうち1人を主任支援員とすること。
(3) 看護職員
ア　入所者が100人を超えない盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、2人以上とすること。
イ　入所者が100人を超える盲養護老人ホーム等にあっては、常勤換算方法で、2人に、入所者が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上とすること。

◎基準条例別表

一般入所の数	支援員の数
20人以下	4人
21人以上30人以下	5人
31人以上40人以下	6人
41人以上50人以下	7人
51人以上60人以下	8人
61人以上70人以下	10人
71人以上80人以下	11人
81人以上90人以下	12人
91人以上100人以下	14人
101人以上110人以下	14人
111人以上120人以下	16人
121人以上130人以下	18人
131人以上	18人に、入所者数が131人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

○解釈通知第3-1-(3),(4)
【視覚障害者】
身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級若しくはこれに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者。
【聴覚障害者】
身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。
【定員の7割を超える場合】
・当該年度の前年度における視覚又は聴覚に障害のある入所者の延数を当該施設の定員の延数で除して得た数が0.7を超える場合。
・視覚、聴覚のいずれにも障害を有する入所者については、当該入所者の1人をもって視覚又は聴覚に障害のある入所者2人に相当するものとみなして計算するものとする。

◎基準条例第12条第1項本文
養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
(1) 施設長　1人
◎基準条例第12条第5項
第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

◎基準条例第5条第1項
養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
◎社会福祉法第19条第1項各号
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
三　社会福祉士
四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
◎社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第1条の2
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一　精神保健福祉士
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
○解釈通知第1-4
【同等以上の能力を有すると認められる者】
社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者
○昭和53年2月20日付け社庶第13号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設の長の資格要件について」
・「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者を、当該要件を具備する者とする。

◎基準条例第21条
1 養護老人ホームの施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
2 養護老人ホームの施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１－２　医師			
(1) 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか。	□	□	
１－３　生活相談員			
(1) 常勤換算方法で、入所者が３０人又はその端数を増すごとに１人以上配置しているか。	□	□	
(2) 生活相談員のうち、入所者が１００人又はその端数を増すごとに１人以上を常勤専従の主任生活相談員としているか。	□	□	
(3) 他の職務との兼務はないか。	□	□	
(4) 資格要件を満たしているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第12条第1項本文
養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
(2) 医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
◎基準条例第12条第6項
第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

◎基準条例第12条
1 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
(3) 生活相談員
ア　常勤換算方法で、入所者が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ　生活相談員のうち入所者が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。
8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。
◎基準条例第5条第2項
生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
◎社会福祉法第19条第1項各号
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
三　社会福祉士
四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
◎社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第1条の2
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
一　精神保健福祉士
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
○解釈通知第1-4
【同等以上の能力を有すると認められる者】
社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者
◎基準条例第6条
養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
○解釈通知第1-5
・法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えない。
・ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護職員については適用すべきでなく、その他の職員についても、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。
◎基準条例第22条
1 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
(2) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
(3) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。
○解釈通知第5-8
・生活相談員は、第15条の業務のほか、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該施設の職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で第1項各号に掲げる業務を行うものである。
・主任生活相談員は、相談援助に係る業務について経験を有する生活相談員等が行うものであり、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担うものである。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１－４　支援員			
(1) 常勤換算方法で、一般入所者が１５人又はその端数を増すごとに１人以上配置しているか。	□	□	
(2) 支援員のうち、１人を常勤の主任支援員としているか。	□	□	
(3) 他の職務との兼務はないか。	□	□	
１－５　看護職員			
(1) 常勤換算方法で、入所者が１００人又はその端数を増すごとに１人以上配置しているか。	□	□	
(2) 看護職員のうち、１人以上は常勤であるか。	□	□	
(3) 他の職務との兼務はないか。	□	□	
１－６　栄養士			
(1) １人以上配置しているか。	□	□	
１－７　宿直・夜勤職員			
(1) 夜間及び深夜の時間帯を通じて１人以上配置しているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第12条
1 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
(4) 支援員
ア　常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第43号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第45号）第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年条例第44号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。
イ　支援員のうち1人を主任支援員とすること。
9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

◎基準条例第6条
養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
○解釈通知第1-5
・法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えない。
・ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護職員については適用すべきでなく、その他の職員についても、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

◎基準条例第12条
1 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。
(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）　常勤換算方法で、入所者が100人又はその端数を増すごとに1人以上
10　第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。

◎基準条例第6条
養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
○解釈通知第1-5
・法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えない。
・ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護職員については適用すべきでなく、その他の職員についても、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

◎基準条例第12条
1 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。
(6) 栄養士　1人以上

◎基準条例第12条第11項
夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
○解釈通知第3-1-(5)
・第11項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」（昭和49年8月20日社施第160号）に準じて適切に行うこと。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
Ⅲ　設備に関する事項			
1　設備			□平面図
(1) 目的に沿った仕様であるか。	□	□	
(2) 過去３年間に変更（建物・設備の改修、用途の変更等）がある場合、変更内容は設備基準を満たしているか。 変更時期・内容を記入。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第3条
養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

◎基準条例第4条
養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

◎基準条例第10条
養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

◎基準条例第11条
1 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
3 養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
(1) 居室
(2) 静養室
(3) 食堂
(4) 集会室
(5) 浴室
(6) 洗面所
(7) 便所
(8) 医務室
(9) 調理室
(10) 宿直室
(11) 職員室
(12) 面談室
(13) 洗濯室又は洗濯場
(14) 汚物処理室
(15) 霊安室
(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
(1) 居室
ア 地階に設けてはならないこと。
イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
(2) 静養室
ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。
(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

◎基準条例第13条
一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

◎基準条例付則
2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10条並びに第11条第1項、第4項第1号イ及び第5項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。
4 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第13条の規定を適用する場合は、「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
Ⅳ　運営に関する事項			
1　運営規程			□運営規程
(1) 運営における重要事項について定めているか。			
施設の目的及び運営の方針	□	□	
職員の職種、数及び職務の内容	□	□	
入所定員	□	□	
入所者の処遇の内容	□	□	
施設の利用に当たっての留意事項	□	□	
非常災害対策	□	□	
虐待の防止のための措置に関する事項　※令和6年3月31日まで努力義務	□	□	
その他施設の運営に関する重要事項	□	□	
2　非常災害対策			□非常災害対策計画
(1) 災害の種類や立地条件に応じた具体的な計画（非常災害対策計画）を個別に作成しているか。	□	□	□運営規程 □避難訓練の記録
(2) 非常災害時の連絡網等を作成しているか。	□	□	□通報、連絡体制
(3) 防火管理に関する責任者を定めているか。	□	□	□消防署への届出
(4) 消火・避難訓練を実施しているか。（年２回以上）	□	□	□消防用設備点検の記録 □防災訓練の実施状況

根拠法令等

◎基準条例第7条
養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 施設の目的及び運営の方針
(2) 職員の職種、数及び職務の内容
(3) 入所定員
(4) 入所者の処遇の内容
(5) 施設の利用に当たっての留意事項
(6) 非常災害対策
(7) 虐待の防止のための措置に関する事項　※令和6年3月31日まで努力義務
(8) その他施設の運営に関する重要事項

○解釈通知第1-6
【職員の数】
基準を満たす範囲において「○人以上」と記載して差し支えない。
【入所者の処遇の内容】
日常生活を送る上での一日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。
【施設の利用に当たっての留意事項】
入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。
【非常災害対策】
消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的な計画を指すものであること。
※本市においては、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に具体的計画を定めなければならない。
【虐待の防止のための措置に関する事項】
虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。
【その他施設の運営に関する重要事項】
当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

◎基準条例第8条
1 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該養護老人ホームの立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。
2 養護老人ホームは、前項の具体的計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該養護老人ホーム内に掲示しなければならない。
3 養護老人ホームは、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しなければならない。
4 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。
5 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

○解釈通知第1-7
【非常災害に関する具体的計画】
消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の作成及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。
【関係機関への通報及び連携体制の整備】
・火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。
・養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等に留意すること。
【避難、救出その他必要な訓練】
訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

◎消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条
10　令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。
11　前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

◎消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(六)項ロ(1)
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
3　記録			□サービス提供記録
(1) 処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載しているか。	□	□	□処遇に関する記録 □業務日誌
(2) 日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか。	□	□	□モニタリングシート
4　入退所			□アセスメントシート
(1) 入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	□	□	□モニタリングシート
(2) 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、支援員、看護職員等）で定期的に協議・検討しているか。	□	□	□処遇計画
5　処遇に関する計画			□処遇計画
(1) 入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画を立てているか。	□	□	※入所者又は家族の同意を確認できるもの
(2) 処遇に関する計画を入所者や家族に説明し、同意を得ているか。	□	□	□サービス提供記録
(3) 達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画を立てているか。	□	□	□処遇に関する記録

根拠法令等

◎基準条例第9条
1 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) 処遇計画
(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
○解釈通知第1-8
・少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたもの。
(1) 運営に関する記録
・事業日誌
・沿革に関する記録
・職員の勤務状況、給与等に関する記録
・条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
・重要な会議に関する記録
・月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
・関係官署に対する報告書等の文書綴
(2) 入所者に関する記録
・入所者名簿
・入所者台帳（入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
・入所者の処遇に関する計画
・処遇日誌
・献立その他食事に関する記録
・入所者の健康管理に関する記録
・当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
・行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
・入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(3) 会計経理に関する記録
・収支予算及び収支決算に関する書類
・金銭の出納に関する記録
・債権債務に関する記録
・物品受払に関する記録
・収入支出に関する記録
・資産に関する記録
・証拠書類綴
・社会福祉法人が整備すべき会計経理に関する記録については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に留意すること。
○解釈通知第1-9
・養護老人ホームの運営に伴う収入及び支出は、経営主体である地方公共団体又は社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当たっては収支の状況を明らかにしなければならないこと。
・養護老人ホームにおける運営費の運用については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に留意すること。

◎基準条例第14条
1 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

◎基準条例第15条
1 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。
○解釈通知第5-2
・計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。
・当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
・入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。
・当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。
・養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については今後研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
6　処遇方針 (1) 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。 (2) 身体的拘束等の適正化を図っているか。（身体的拘束等を行わない体制づくりを進める策を講じているか。） ・身体的拘束適正化検討委員会を３か月に１回以上開催し、結果を職員に周知しているか。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ・職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。（年２回以上） (3) やむを得ず身体的拘束等をしている場合、家族等に確認をしているか。	□ □ □ □ □	□ □ □ □ □	□身体的拘束等の適正化のための指針 □身体的拘束適正化検討委員会名簿 □身体的拘束適正化検討委員会議事録 □職員への周知を確認できる文書 □研修の記録 □入所者の記録、家族への確認書
7　食事 (1) 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第16条
1 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。
2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

○解釈通知第5-3
【身体的拘束適正化検討委員会】
・幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。
・運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
・責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
・精神科専門医等の専門医の活用等、第三者や専門家を活用することが望ましい。
・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
・報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
・具体的には次のようなことを想定している。
①身体的拘束等について報告するための様式の整備
②支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、①の様式により報告する。
③委員会において、②により報告された事例を集計し、分析する。
④事例の分析に当たっては、発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価する。

【身体的拘束等の適正化のための指針】
指針には次のような項目を盛り込むこと。
①施設における身体的拘束等適正化に関する基本的考え方
②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
⑤身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修】
・研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設の指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。
・研修の実施内容について記録することが必要である。
・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

◎基準条例第17条
養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

○解釈通知第5-4
(1) 食事の提供について
・入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。
・入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。
(2) 調理について
・あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。
・病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
(3) 適時の食事の提供について
・夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。
(4) 食事の提供に関する業務の委託について
・食事の提供に関する業務は施設自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。
(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について
・入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
(6) 栄養食事相談
・入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。
(7) 食事内容の検討について
・当該施設の医師又は栄養士（配置していない施設においては連携先の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
8　生活相談等			
(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	□	□	
(2) 入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行っているか。	□	□	
(3) 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、必要な支援を行っているか。	□	□	
(4) 常に入所者の家族との連携を図り、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めているか。	□	□	
(5) 入所者の外出の機会を確保するよう努めているか。	□	□	
(6) 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っているか。	□	□	
(7) １週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしているか。	□	□	
(8) 教養娯楽設備等を備え、適宜レクリエーション行事を行っているか。	□	□	
9　居宅サービス等の利用			
(1) 入所者の必要に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じているか。	□	□	
１０　健康管理			
(1) 入所者について、その入所時及び毎年定期に２回以上健康診断を行っているか。	□	□	
１１　勤務体制の確保等			□雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書
(1) 職員の勤務体制を定めているか。	□	□	
(2) 資質向上のために研修の機会を確保しているか。	□	□	□研修計画、実施記録
(3) 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。　※令和6年3月31日まで努力義務	□	□	□方針、相談記録
(4) 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第18条
1 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
○解釈通知第5-5-(1)（第1項関係）
・常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。
・相談に当たっては、管理規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。
○解釈通知第5-5-(2)（第3項関係）
・施設は、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。
・特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せて、これらについてはその経過を記録しておくこと。
○解釈通知第5-5-(3)（第4項関係）
・施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。
・入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。
○解釈通知第5-5-(4)（第5項関係）
・施設は、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。
○解釈通知第5-5-(5),(6)
・施設は、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、常に参加できるようその機会を与えるとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たってもその効果を配慮すること。
・生活相談等に当たっては、いたずらに入所者を強制し、自由を拘束することとならないよう留意すること。

◎基準条例第19条
養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

◎基準条例第20条
養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。
○解釈通知第5-7
・入所者の健康管理に努めること。
・施設が行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮の上「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。
・職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。
・定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。

◎基準条例第23条
1 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。
2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。　※令和6年3月31日まで努力義務
4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
○解釈通知第5-9-(1)（第1項関係）
・養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすること。
○解釈通知第5-9-(2)（第2項関係）
・職員の勤務体制を定めるに当たっては、第16条第1項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこと。
○解釈通知第5-9-(3)（第3項関係）
・認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置の義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。
・令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１２　業務継続計画の策定等　※令和6年3月31日まで努力義務			□業務継続計画
１２－１　感染症に係る業務継続計画			□研修及び訓練計画、実施記録
(1) 感染症発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。	□	□	
(2) 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。（研修、訓練ともに年２回以上）	□	□	
(3) 計画の見直しを行っているか。	□	□	
１２－２　非常災害に係る業務継続計画			
(1) 非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。	□	□	
(2) 職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。（研修、訓練ともに年２回以上）	□	□	
(3) 計画の見直しを行っているか。	□	□	

根拠法令等

・新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない職員に対する義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。
○解釈通知第5-9-(4)（第4項関係）
【事業者が講ずべき措置の具体的内容】
・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりである。
・特に留意されたい事項は以下のとおりである。
①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。
②相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談・苦情に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。
【事業主が講じることが望ましい取組】
・パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、
①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等）
③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）
が規定されている。
・福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。

◎基準条例第23条の2　<u>※令和6年3月31日まで努力義務</u>
1 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
○解釈通知第5-10
・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。
・感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。
【業務継続計画の策定関係】
・業務継続計画の記載項目
①感染症に係る業務継続計画
イ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
ロ　初動対応
ハ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
②災害に係る業務継続計画
イ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
ロ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
ハ　他施設及び地域との連携
・各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
【研修関係】
・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。
・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。
・研修の実施内容についても記録すること。
・感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
【訓練関係】
・訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施すること。
・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１３　衛生管理等			□委員会名簿、記録 □感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 □研修及び訓練の記録
(1) 必要に応じて衛生管理について保健所の助言・指導を求め、密接な連携を保っているか。	□	□	
(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか。	□	□	
(3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催しているか。	□	□	
(4) 職員の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第24条

1 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

<u>※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練は、令和6年3月31日まで努力義務</u>

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

○解釈通知第5-11-(1)（第1項関係）

次の点に留意すること。

①水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。

②常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

④特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

⑤定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

○解釈通知第5-11-(2)（第2項関係）

【感染対策委員会】

・幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

・施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

・運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】

・指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

・平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアに係る感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等が想定される。

・発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

・発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

・それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修】

・支援員その他の従事者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。

・調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

・研修の実施内容についても記録することが必要である。

・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。

【感染症の予防及びまん延の防止のための訓練】　<u>※令和6年3月31日まで努力義務</u>

・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。

・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【入所予定者への対応】

・施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。

・こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
１４　協力病院等 (1) 協力病院を定めているか。 (2) 協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	□ □	□ □	
１５　秘密保持等 (1) 個人情報の利用に当たり、入所者及び家族から同意を得ているか。 (2) 退職者を含む職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか。	□ □	□ □	□個人情報同意書 □職員の秘密保持誓約書
１６　苦情処理 (1) 苦情受付の窓口があるか。 (2) 苦情の受付、内容等を記録、保管しているか。 (3) 苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか。	□ □ □	□ □ □	□苦情の受付簿 □苦情者への対応記録 □苦情対応マニュアル
１７　地域との連携等 (1) 地域住民やボランティア団体等との連携、協力を行うなど地域との交流を図っているか。 (2) 介護サービス相談員を積極的に受け入れるなど市の事業に協力するよう努めているか。	□ □	□ □	

根拠法令等

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
一　養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告する体制を整えること。
二　養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
三　養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
四　養護老人ホーム等（軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。）の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
五　養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
六　養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
七　養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
イ　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
ロ　同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
八　前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。

◎基準条例第25条
1 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。
2 養護老人ホームは、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

◎基準条例第26条
1 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
○解釈通知第5-13
・養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が職員でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

◎基準条例第27条
1 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4 養護老人ホームは、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
○解釈通知第5-14
・必要な措置とは、
①施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付窓口の決定
②施設内における苦情解決の手続の明確化
③苦情受付の窓口及び苦情解決のための手続の入所者及び施設職員等に対する周知　等の措置である。
・その他の関連する事項については、平成12年8月22日障第615号、老発第598号、児発第707号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」により別途通知しているので参考にされたい。
・苦情が処遇の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
・苦情の内容等の記録は、完結の日から5年間（※）保存しなければならない。
※解釈通知上は基準省令の規定により2年間とされているが、本市においては基準条例第9条の規定により5年間。

◎基準条例第28条
1 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１８　事故発生の防止及び発生時の対応			□事故発生の防止のための指針
(1) 事故が発生した場合の対応方法を定めているか。	□	□	□事故対応マニュアル
(2) 市町村、家族等に報告しているか。	□	□	□市町村、家族等への報告記録
(3) 事故状況、対応経過を記録しているか。	□	□	□再発防止策の検討の記録
(4) 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか。	□	□	□ヒヤリハットの記録
(5) 再発防止のための取組を行っているか。	□	□	□委員会議事録
(6) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。（研修は年２回以上）	□	□	□研修の記録
(7) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。	□	□	□担当者を設置したことが分かる文書

根拠法令等

◎基準条例第29条
1 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
○解釈通知第5-16
【事故発生の防止のための指針】
・次のような項目を盛り込むこと。
①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
④施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針
⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
【事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底】
・具体的には次のようなことを想定している。
①介護事故等について報告するための様式を整備すること。
②介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
③事故発生の防止のための委員会において②により報告された事例を集計し、分析すること。
④事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
⑤報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
⑥防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
・体制整備の目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
【事故発生の防止のための委員会】
・幅広い職種（例えば、施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。
・事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
・事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
・事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
【事故発生の防止のための職員に対する研修】
・研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。
・研修の実施内容についても記録することが必要である。
・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。
【事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者】
・専任の担当者を置くことが必要である。
・事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。
【事故発生時の対応】
・入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。
・損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましい。

確認項目	点検結果		確認文書
	適	不適	
１９　虐待の防止　※令和6年3月31日まで努力義務			□委員会の開催記録
(1) 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか。	□	□	□虐待の発生・再発防止の指針
(2) 虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか。	□	□	□研修計画、実施記録
(3) 職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を実施しているか。（年２回以上）	□	□	□担当者を設置したことが分かる文書
(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。	□	□	

根拠法令等

◎基準条例第30条　※令和6年3月31日まで努力義務

養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○解釈通知第5-17

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、高齢者虐待防止法に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

①虐待の未然防止

施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

②虐待等の早期発見

施設の職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

③虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

【虐待の防止のための対策を検討する委員会】

・施設長を含む幅広い職種で構成する。

・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。

・施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

・虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

・施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。

・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討すること。

①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

②虐待の防止のための指針の整備に関すること

③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

・委員会で得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図ること。

【虐待の防止のための指針】

・次のような項目を盛り込むこと。

①施設における虐待の防止に関する基本的考え方

②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

⑥成年後見制度の利用支援に関する事項

⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【虐待の防止のための研修】

・研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの。

・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

・研修の実施内容についても記録することが必要である。

・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

【虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者】

・専任の担当者を置くことが必要である。

・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
Ⅴ　重点事項			
1　利用者の安心・安全の確保			
(1) 利用者の処遇に係る計画を適切に作成しているか。			□アセスメントシート
・入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。 （Ⅳ－４－(1)（p.17）において確認）			□サービス担当者会議議事録 □入所検討委員会議事録
・入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画を立てているか。 （Ⅳ－５－(1)（p.17）において確認）			□処遇に関する計画 □モニタリングシート
・処遇に関する計画には、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事（栄養・口腔ケア等））に関する内容が含まれているか。	□	□	□サービス提供記録
・処遇に関する計画を作成する際に、多職種（生活相談員、支援員、看護職員、栄養士、医師等）から意見を求め、これを反映させているか。	□	□	
・処遇に関する計画を入所者や家族に説明し、同意を得ているか。 （Ⅳ－５－(2)（p.17）において確認）			
・処遇に関する計画に基づき、サービスを提供しているか。	□	□	
・入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種（生活相談員、支援員、看護職員等）で定期的に協議・検討しているか。 （Ⅳ－４－(2)（p.17）において確認）			
・達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画を立てているか。 （Ⅳ－５－(3)（p.17）において確認）			

根拠法令等

◎基準条例第14条
1 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

◎基準条例第15条
1 養護老人ホームの施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。
〇解釈通知第5-2
・計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。
・当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
・入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。
・当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。
・養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については今後研究を行う必要があるが、当分の間、当該処遇計画は「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。

◎基準条例第16条
1 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。
2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。
3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
(2) 非常災害に対する備えが適切に行われているか。			
・災害の種類や立地条件に応じた具体的な計画（非常災害対策計画）を個別に作成しているか。 （Ⅳ－２－(1)（p. 15）において確認）			□非常災害対策計画 □運営規程 □避難訓練の記録 □通報、連絡体制 □職員への周知を確認できる文書 □消防署への届出 □消防用設備点検の記録 □防災訓練の実施状況

	作成済み	未作成	非該当
火災	□	□	
風水害	□	□	□
地震	□	□	
津波	□	□	□
火山災害	□	□	□
その他（　　）	□		

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
・非常災害対策計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく施設内に掲示しているか。	□	□	
・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しているか。 （Ⅳ－２－(2)（p. 15）において確認）			
・地域社会との連携を図ることにより、非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努めているか。	□	□	
・関係機関への通報・連携体制や地域社会との連携体制等の非常災害対策に係る取組について、定期的に職員に周知しているか。	□	□	
・消火・避難訓練を定期的に実施しているか。（年２回以上） （Ⅳ－２－(4)（p. 15）において確認）			
・夜間を想定した訓練を実施しているか。（年１回以上）	□	□	
・災害の種類別に、避難に要する時間や避難経路等を確認しているか。	□	□	
・非常災害に係る業務継続計画を策定しているか。 ※令和6年3月31日まで努力義務 （Ⅳ－１２－２－(1)（p. 23）において確認）			□業務継続計画 □研修及び訓練計画、実施記録
・非常災害に係る業務継続計画について、研修を定期的に実施しているか。（年２回以上）　※令和6年3月31日まで努力義務 （Ⅳ－１２－２－(2)（p. 23）において確認）			

前年度実施日	今年度実施(予定)日

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
・非常災害に係る業務継続計画について、訓練を定期的に実施しているか。（年２回以上）　※令和6年3月31日まで努力義務 （Ⅳ－１２－２－(2)（p. 23）において確認）			

前年度実施日	今年度実施(予定)日

根拠法令等

◎基準条例第8条
1 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該養護老人ホームの立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てなければならない。
2 養護老人ホームは、前項の具体的計画の内容について、職員及び入所者に分かりやすく当該養護老人ホーム内に掲示しなければならない。
3 養護老人ホームは、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しなければならない。
4 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。
5 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
○解釈通知第1-7
【非常災害に関する具体的計画】
消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の作成及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。
【関係機関への通報及び連携体制の整備】
・火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。
・養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等に留意すること。
【避難、救出その他必要な訓練】
訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

◎消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条
10　令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。
11　前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。
◎消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(六)項ロ(1)
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

○昭和62年9月18日付け社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」六一（一）
・避難訓練は最低年二回以上実施することとなっているが、この実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的に実施すること。
・この場合、職員には消火訓練等も併せて行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。
・職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。

◎基準条例第23条の2　※令和6年3月31日まで努力義務
1 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
○解釈通知第5-10
・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。
・感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。
【業務継続計画の策定関係】
・業務継続計画の記載項目
①感染症に係る業務継続計画
イ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
ロ　初動対応
ハ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
②災害に係る業務継続計画
イ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
ロ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
ハ　他施設及び地域との連携
・各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
【研修関係】
・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。
・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。
・研修の実施内容についても記録すること。
・感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
・災害発生時に施設機能を維持し、業務を継続するために必要な、設備を整備し、備蓄品を確保しているか。	□	□	

	品名・数量等			
食糧				
水				
その他備品等				
自家発電設備	□	燃料		時間分
給水（貯水）設備	□			日分
給水（貯水）設備用非常電源	□	燃料		時間分

・施設は以下の区域に位置していないか。 ※区域内に位置する場合は「不適」欄にチェックしてください。			□避難確保計画 □避難確保計画作成（変更等）報告書
浸水想定区域	□	□	
土砂災害（特別）警戒区域	□	□	□訓練の記録
・各区域に位置する場合、避難確保計画を作成しているか。	□	□	□訓練実施結果報告書
・避難確保計画の作成について、長寿あんしん課に報告しているか。	□	□	□防災訓練の実施状況
・各区域に位置する場合、避難確保計画に基づく避難訓練を実施しているか。	□	□	
・避難訓練の結果を長寿あんしん課に報告しているか。	□	□	

根拠法令等

【訓練関係】
・訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施すること。
・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

○高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き（鹿児島市）Ⅳ-1-(7)-①
ア　食料や飲料水は、職員分も含め、少なくとも3日分は備蓄しておきましょう。
イ　飲料水は、1人1日3リットルが目安です。
ウ　食料については、施設等の利用者の特性に配慮した食料品を選びましょう。また、調理施設が使用できない場合もあるので、レトルト食品や缶詰、フリーズドライ食品など、加熱しなくても食べられるものも用意しておきましょう。
エ　携帯用コンロと燃料を備蓄しておくと、いざという時に便利です。
オ　一般的な救急医薬品、ウエットティッシュや紙おむつ等の衛生用品などを備蓄しておくことも必要です。
カ　備蓄した食料や医薬品等が有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックをしましょう。

◎水防法（昭和24年法律第193号）
第15条　市町村防災会議は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
四　浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
ロ　要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
第15条の3 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

◎土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
第7条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。
第8条 市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
四　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
第8条の2　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
(3) 感染症予防対策が取られているか。また、発生時への備えが講じられているか。			
・感染症対策委員会をおおむね３か月に１回以上開催しているか。 （Ⅳ－１３－(3)（p.25）において確認）			□委員会名簿、記録 □職員への周知を確認できる文書 □指針 □研修及び訓練の記録

前年度開催日	今年度開催(予定)日

・感染症対策委員会の結果について、職員に周知しているか。	□	□	
・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	□	□	
・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施しているか。（年２回以上）	□	□	

前年度実施日	今年度実施(予定)日

・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。（年２回以上）　※令和6年3月31日まで努力義務	□	□	

前年度実施日	今年度実施(予定)日

・感染対策を徹底しつつ、入所者と家族等との面会を実施しているか。	□	□	

していない場合、その理由

根拠法令等

◎基準条例第24条

1 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

<u>※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練は、令和6年3月31日まで努力義務</u>

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

○解釈通知第5-11-(1)（第1項関係）

次の点に留意すること。

①水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講じること。

②常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

③食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

④特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

⑤定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

○解釈通知第5-11-(2)（第2項関係）

【感染対策委員会】

・幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

・施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

・運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】

・指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

・平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアに係る感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等が想定される。

・発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

・発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

・それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修】

・支援員その他の従事者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

・職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。

・調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

・研修の実施内容についても記録することが必要である。

・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内での研修で差し支えない。

【感染症の予防及びまん延の防止のための訓練】　<u>※令和6年3月31日まで努力義務</u>

・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。

・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【入所予定者への対応】

・施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。

・こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
・感染症に係る業務継続計画を策定しているか。 ※令和6年3月31日まで努力義務 （Ⅳ－１２－１－(1)（p. 23）において確認）			□業務継続計画 □研修及び訓練計画、実施記録
・感染症に係る業務継続計画について、研修を定期的に実施しているか。（年２回以上）　※令和6年3月31日まで努力義務 （Ⅳ－１２－１－(2)（p. 23）において確認）			

前年度実施日	今年度実施（予定）日

・感染症に係る業務継続計画について、訓練を定期的に開催しているか。（年２回以上）　※令和6年3月31日まで努力義務
（Ⅳ－１２－１－(2)（p. 23）において確認）

前年度実施日	今年度実施（予定）日

・感染症発生時に必要な感染防護具、消毒液その他の物資を備蓄しているか。　□　□

備蓄品の種類・名称	数量

根拠法令等

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
一　養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設若しくは介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の従業者が、入所者、入居者又は入院患者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長（以下「管理者等」という。）に報告する体制を整えること。
二　養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
三　養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
四　養護老人ホーム等（軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。）の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。
五　養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
六　養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
七　養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
イ　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
ロ　同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ハ　イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
八　前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。

◎基準条例第23条の2　<u>※令和6年3月31日まで努力義務</u>
1 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
○解釈通知第5-10
・業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。
・感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての職員が参加できるようにすることが望ましい。
【業務継続計画の策定関係】
・業務継続計画の記載項目
①感染症に係る業務継続計画
イ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
ロ　初動対応
ハ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
②災害に係る業務継続計画
イ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
ロ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
ハ　他施設及び地域との連携
・各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。
・想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。
・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。
【研修関係】
・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。
・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。
・研修の実施内容についても記録すること。
・感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。
【訓練関係】
・訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施すること。
・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。
・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
(4) 事故防止対策や発生時の対応が適切に行われているか。			□事故発生の防止のための指針 □事故対応マニュアル □市町村、家族等への報告記録 □再発防止策の検討の記録 □ヒヤリハットの記録 □職員への周知を確認できる文書 □委員会議事録 □研修の記録 □損害賠償の記録 □保険契約書 □保険金の授受記録 □担当者を設置したことが分かる文書
・事故発生の防止のための指針を整備しているか。	□	□	
・事故が発生した場合の対応方法を定めているか。 （Ⅳ－１８－(1)（p. 29）において確認）			
・事故が発生又はその危険が生じた場合に、当該事実を報告するための様式を整備しているか。	□	□	
・報告された介護事故等の事例を集計し、分析し、防止策を検討しているか。	□	□	
・報告された事例及び分析結果を職員に周知しているか。	□	□	
・事故発生の防止のための委員会を定期的に開催しているか。 （Ⅳ－１８－(6)（p. 29）において確認）			

前年度実施日	今年度実施(予定)日

・事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に開催しているか。（年２回以上）（Ⅳ－１８－(6)（p. 29）において確認）

前年度実施日	今年度実施(予定)日

・事故発生時、速やかに市町村、家族等に報告しているか。
（Ⅳ－１８－(2)（p. 29）において確認）

・事故状況、対応経過を記録しているか。
（Ⅳ－１８－(3)（p. 29）において確認）

・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか。
（Ⅳ－１８－(4)（p. 29）において確認）

・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。
（Ⅳ－１８－(7)（p. 29）において確認）

根拠法令等

◎基準条例第29条
1 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
○解釈通知第5-16
【事故発生の防止のための指針】
・次のような項目を盛り込むこと。
①施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
②介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
③介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
④施設内で発生した介護事故、ヒヤリ・ハット事例及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
⑤介護事故等発生時の対応に関する基本方針
⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
【事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底】
・具体的には次のようなことを想定している。
①介護事故等について報告するための様式を整備すること。
②介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
③事故発生の防止のための委員会において②により報告された事例を集計し、分析すること。
④事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。
⑤報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
⑥防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
・体制整備の目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
【事故発生の防止のための委員会】
・幅広い職種（例えば、施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。
・事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
・事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
・事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
【事故発生の防止のための職員に対する研修】
・研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。
・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。
・研修の実施内容についても記録することが必要である。
・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。
【事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者】
・専任の担当者を置くことが必要である。
・事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が務めることが望ましい。
【事故発生時の対応】
・入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。
・損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有することが望ましい。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
2　虐待防止及び身体拘束廃止 (1) 虐待の未然防止や早期発見に努めているか。また、虐待防止に向けた取組をしているか。　※令和6年3月31日まで努力義務 ・虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知しているか。 （Ⅳ－１９－(1)（p. 31）において確認） ・虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか。 （Ⅳ－１９－(2)（p. 31）において確認） ・職員に対して虐待の発生・再発防止の研修を定期的に実施しているか。（年２回以上）（Ⅳ－１９－(3)（p. 31）において確認） ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。 （Ⅳ－１９－(4)（p. 31）において確認）			□委員会の開催記録 □職員への周知を確認できる文書 □虐待の発生・再発防止の指針 □研修計画、実施記録 □担当者を設置したことが分かる文書

前年度実施日	今年度実施(予定)日

前年度実施日	今年度実施(予定)日

根拠法令等

◎基準条例第30条　※令和6年3月31日まで努力義務

養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○解釈通知第5-17

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、高齢者虐待防止法に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

①虐待の未然防止

施設は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

②虐待等の早期発見

施設の職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

③虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

【虐待の防止のための対策を検討する委員会】

・施設長を含む幅広い職種で構成する。

・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。

・施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

・虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

・施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。

・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討すること。

①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

②虐待の防止のための指針の整備に関すること

③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

・委員会で得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、職員に周知徹底を図ること。

【虐待の防止のための指針】

・次のような項目を盛り込むこと。

①施設における虐待の防止に関する基本的考え方

②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

⑥成年後見制度の利用支援に関する事項

⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

⑧入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

【虐待の防止のための研修】

・研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うもの。

・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

・研修の実施内容についても記録することが必要である。

・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

【虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者】

・専任の担当者を置くことが必要である。

・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
(2) 身体拘束の廃止に向けた取組や手続が適正に行われているか。 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。 （Ⅳ－６－(1)（p.19）において確認） ・身体的拘束適正化検討委員会を３か月に１回以上開催し、結果を職員に周知しているか。（Ⅳ－６－(2)（p.19）において確認） ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 （Ⅳ－６－(2)（p.19）において確認） ・職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。（年２回以上）（Ⅳ－６－(2)（p.19）において確認）			□入所者の記録、家族への確認書 □身体的拘束等の適正化のための指針 □身体的拘束適正化検討委員会名簿 □身体的拘束適正化検討委員会議事録 □職員への周知を確認できる文書 □研修の記録

前年度開催日	今年度開催(予定)日

前年度実施日	今年度実施(予定)日

根拠法令等

◎基準条例第16条
4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
○解釈通知第5-3
【身体的拘束適正化検討委員会】
・幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。
・運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。
・責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
・精神科専門医等の専門医の活用等、第三者や専門家を活用することが望ましい。
・テレビ電話装置等を活用する際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
・報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
・具体的には次のようなことを想定している。
①身体的拘束等について報告するための様式の整備
②支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、①の様式により報告する。
③委員会において、②により報告された事例を集計し、分析する。
④事例の分析に当たっては、発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価する。
【身体的拘束等の適正化のための指針】
指針には次のような項目を盛り込むこと。
①施設における身体的拘束等適正化に関する基本的考え方
②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
⑤身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
【身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修】
・研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設の指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
・職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。
・研修の実施内容について記録することが必要である。
・研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

確認項目	点検結果 適	点検結果 不適	確認文書
・身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	□	□	
・「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、施設全体の判断として行っているか。	□	□	
・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、入所者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めているか。	□	□	

【身体的拘束等の実施状況】※前年度の４月１日から現在までの実績

対象	拘束の態様	拘束期間		拘束理由
A		始期		
		終期		
B		始期		
		終期		
C		始期		
		終期		
D		始期		
		終期		

※拘束を継続している場合は、終期欄に解除予定時期を記入すること。

3　必要な職員の確保と職員処遇の充実			
(1) 配置基準に基づく必要な職員が配置されているか。 （Ⅱ（pp. 5-12）において確認）			
(2) 入所定員を満たすために必要な職員を確保しているか。	□	□	
(3) 利用実績が入所定員を大幅に下回っていないか。	□	□	

入所定員		
前年度の平均入所者数		
現在の入所者数		
（利用実績が入所定員を下回っている場合） その理由		

根拠法令等

○身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【緊急やむを得ない場合】

以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

①切迫性　　利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
②非代替性　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③一時性　　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【実施に当たっての手続】

仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

(1) ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。
・施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。

(2) ・利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
・その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。
・仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

(3) ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。
・この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

入所者一覧表（自主点検日現在）

※既存の資料で確認できる場合は、当該資料をご提出ください。その場合、本表の作成は不要です。

番号	氏名	年齢	入所年月日	番号	氏名	年齢	入所年月日
1				41			
2				42			
3				43			
4				44			
5				45			
6				46			
7				47			
8				48			
9				49			
10				50			
11				51			
12				52			
13				53			
14				54			
15				55			
16				56			
17				57			
18				58			
19				59			
20				60			
21				61			
22				62			
23				63			
24				64			
25				65			
26				66			
27				67			
28				68			
29				69			
30				70			
31				71			
32				72			
33				73			
34				74			
35				75			
36				76			
37				77			
38				78			
39				79			
40				80			

前年度の施設入所者等の状況

※既存の資料で確認できる場合は、当該資料をご提出ください。その場合、本表の作成は不要です。

月	日数（A）	一般入所者		特定施設サービス利用者		計	
		延べ入所者数（B）	平均入所者数（B／A）	延べ入所者数（C）	平均入所者数（C／A）	延べ入所者数（D：B＋C）	平均入所者数（D／A）
４月	30						
５月	31						
６月	30						
７月	31						
８月	31						
９月	30						
１０月	31						
１１月	30						
１２月	31						
１月	31						
２月	28						
３月	31						
合計	365						

※　記入上の留意事項

１　延べ入所者数は、入所した日を含み、退所した日は含まないこと。
　　また、入院・外泊期間中の入所者を除いて差し支えないこと。

２　平均入所者数は、小数点第２位以下を切り上げること。

３　エクセルで作成する場合、合計欄及び平均入所者数欄は、自動計算されるため入力不要。

防災訓練の実施状況（前年度及び今年度）

※既存の資料で確認できる場合は、当該資料をご提出ください。その場合、本表の作成は不要です。

実施（予定）日	想定した災害						内容			夜間想定	消防機関への届出	消防機関の立会い	地域住民の参加
	火災	風水害	地震	津波	火山	その他	避難	消火	通報				
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□